

三十一

既ニ名族右門トノ間ニ婚嫁ノ道アリト  
セハ準皇族タル王公族トノ婚嫁ヲ認ム  
ルハ當然ノ解釋ニシテ敢テ皇室典範ノ  
改正ヲ要スヘキニ非サルナリ

九月十日  
長官  
田中  
通  
馬  
道

刑事訴訟ニ関スル規定ヲ皇室裁判令中ニ  
存置スルヲ至當トスル理由

蓋シ皇族ノ尊貴ヲ以テ刑事ノ訴訟ニ干與セララル  
カ如キハ其ノ事例極メテ希ナルヘシ然レトモ事例  
ノ希ナルヲ理由トシテ之ニ處スルノ途ヲ講セサル  
トキハ事例ヲ失フノ虞アリ皇室典範既ニ此ノ義ヲ  
明ニス刑事訴訟ニ関シテ皇族ヲ制度ノ外ニ置クコ  
トヲ得サルヤ明ナリ

皇族ハ固ヨリ刑事訴訟ニ関スル法規ニ服セラルヘ  
キモノナリト雖トモ一般人民ト同シク法規ノ適用  
ノ受クヘキモノニ非ス必スヤ殊遇ノ特例ヲ設ケテ  
其尊榮ノ地位ヲ保持スルノ制ヲ立ツルニ於テ遺算  
アルヘカラス皇室典範此ノ義ニ基キ條規ヲ定ム裁

判所構成法、刑事訴訟法中亦皇族ノ特權ヲ定ムルノ規定ヲ存ス然レトモ此等ノ法規ハ皇族ノ地位ニ適應スヘキ一切ノ特例ヲ網羅シタルモノニ非ス故ニ之ヲ補充スヘキ規定ヲ設ケテ制度ノ完備ヲ計ラサルヘカラス

政府ハ刑法及陸海軍刑法ノ改正ニ伴ヒ刑事訴訟法及陸海軍治罪法ヲ改正スルノ必要ヲ認<sup>當</sup>ル有司ヲシテ之カ立案ニ從事セシメタリ而シテ其ノ立案ニ際リ皇族ニ関スル特例ヲ法典中ニ定ムヘキヤ將皇室令ヲ以テ之ヲ定ムヘキヤニ付キ審議ヲ遂ケタル末皇室令ヲ以テ之ヲ定ムルヲ適當トシ各法典中ヨリ之ヲ除クヘキモノトセリ

皇室ニ関スル條規ヲ法典中ニ設ケスシテ皇室令ヲ

以テ之ヲ定メントスルハ皇室典範增補第七條及第八條ノ趣旨ニ從フモノナリ皇室典範增補第七條ニハ皇族ノ身位其ノ他權義ニ関スル規定ハ此ノ典範ニ定ムルモノノ外別ニ之ヲ定ムトアリ同第八條ニハ法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基キ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ストアリ此ノ規定ノ趣旨トスル所ハ皇族ノ身位權義ニ関シテ特別ノ制ヲ立テテ之ヲ一般人民ト分別スルニ在リ而シテ其ノ制ハ皇室典範ニ依ルヘキモノノ外總テ皇室令ヲ以テ定ムヘキコト公式令ノ明示スル所ナリ刑事訴訟ニ付キ皇族ニ適用スヘキ特別ノ法規ヲ定ムルニ當テモ亦此ノ趣旨ニ基カサルヘカラス刑事訴訟法及陸

海軍治罪法改正案ニ於テ皇族ニ関スル法規ヲ除キ  
タルノ理由此ニ存ス

宮内大臣ハ先ニ帝室制度審議會ヲシテ皇室裁判令  
ヲ起草セシメ案既ニ成リ樞密院ニ御諮詢アラセラ  
レタリ今此ノ案ノ内容ヲ見ルニ訴訟ニ関シテ皇族  
ニ適用スヘキ諸般ノ法規ヲ網羅シ就中刑事訴訟ニ  
自キ皇族ノ地位ニ適應スヘキ特例ヲ定メ現行制度  
ノ不備ヲ補足セリ是レ前ニ述ヘタル皇室典範増補  
ノ趣旨ニ基クモノニシテ内閣ニ於テモ其ノ至當ト  
ルコトヲ認メテ之ニ同意ヲ表シタリ  
内閣ハ皇室裁判令ニ對シテ同意ヲ表シタルモ其ノ  
内容ニ付キ必スシモ原案ヲ固執スルモノニ非ス即  
修正ノ意見アラハ其ノ可否ニ付キ考慮スルニ吝ナ

ラス然レトモ刑事訴訟ニ関スル法規ヲ皇室裁判令  
中ヨリ除カントスルノ議ニハ到底同意ヲ表スルコ  
ト能ハス思フニ刑事訴訟ニ関スル法規ヲ皇室裁判  
令中ヨリ除カントスルノ理由ハ皇族殊過ノ例ヲ制  
度ノ上ニ存置スルノ必要ナシトスルニアルカ又ハ  
普通法ヲ以テ之ヲ定ムルヲ至當トスルニアルカニ  
者其ノ一ヲ出テサルヘシ制度ノ上ニ存置セサルノ  
趣旨ヲ以テ之ヲ除カントスルハ法制上皇族ヲ人民  
ト同一ノ地位ニ置カントスルモノニシテ其ノ軀ヲ  
得サルノ甚シキヤ辯ヲ待タサルナリ普通法ヲ以テ  
之ヲ定ムルノ趣旨ヲ以テ之ヲ除カントスルハ皇室  
典範増補第七條及第八條ノ趣旨ヲ没却シ其ノ義理  
ニ適セサルコト前ニ述フル所ニ依リ明ナリ之ヲ實

例ニ徴スルモ増補制定以來皇族ノ身位其ノ他ノ權  
義ニ関スル事項ハ總テ皇室令ヲ以テ之ヲ制定セラ  
レ未タ普通法ヲ以テ之ヲ定メタルコトナシ若シ今  
日ニ及ニテ立法ノ手續ヲ以テ之ヲ定ムルノ例ヲ啓  
カハ將來之ヲ補足シ又ハ之ヲ變更スルニ常ニ立法  
ノ手續ニ依ルヲ常則ト為スニ至リ皇族ニ関スル特  
別法規ハ事實上議會ノ協賛ヲ經サルヘカラサルニ  
至ルヘシ是レ全然皇室典範増補ノ趣旨ト背馳スル  
モノニシテ皇族ノ尊貴ヲ維持セントスル制度ノ精  
神ト相容レサルモノナリ  
以上ノ理由ナルヲ以テ皇室裁判令中ヨリ刑事訴訟  
ニ関スル條規ヲ除カントスルノ議ニハ同意スルコ  
トヲ得ス